

大館市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県総合計画及びおおだて未来づくりプランに基づき、東京圏の大学又は大学院(以下「大学等」という。)を卒業した学生の大館市内への移住を伴う県内就職を支援するため、秋田県(以下「県」という。)と共同して行う大館市地方学生就職事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)内の大学を卒業して、本市に移住する見込みの者又は移住した者に対し、地方就職学生支援金(以下「就職支援金」という。)を交付することに関し、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領(以下「県要領」という。)のほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費及び交付対象者等)

第2条 就職支援金の交付対象となる経費は、大学等入学後、自らの意思で県内就職に向けたインターンシップ、業界研究会、企業説明会及び採用面接等(以下、「就職活動等」という。)に係る交通費及び移住に係る移転費とする。

2 就職支援金の交付対象者は、申請時において、次に掲げる第1号及び第2号の要件を満たすものとする

(1) 移住等に関する要件で、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請日が属する年度において、内閣府が示す「地方就職学生支援事業の対象となる大学・学部一覧」に掲載がある大学等の学部にて在学(原則4年以上。ただし、大学院(学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院をいう。)の場合は2年以上。)し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、就職活動等にかかる交通費については、在学中の場合(卒業見込みの場合を含む。)も対象とする。

(イ) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)のキャンパスにて在学(原則4年以上。ただし、大学院の場合は2年以上。)し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、就職活動等に交通費については、在学中の場合(卒業見込みの場合を含む。)も対象とする。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 市内に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる交通費については、勤務地が県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 就職支援金の申請時において、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前から1年以内であること。

(ウ) 就職支援金の申請日から1年以上、継続して市に居住する意思を有していること。ただし、在

学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、卒業後に第2号の要件を満たす内定企業等に就職し、転入日（住所を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること。ただし、外国人にあって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他県又は市が就職支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が県内に所在し、企業等に第1号アの要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者ではないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等ではないこと。

(I) 官公庁等（第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人を除く。ただし、第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人から交通費・移転費が支給される場合は対象外とする。）ではないこと。

イ 身分に関する要件

国家公務員ではないこと。

ウ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

(I) 在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用予定であること。

(3) 申請・支給方法

ア 申請

就職支援金の申請者は、次の書類を市に提出するものとする。

(ア) 全員が提出必須の書類

- (a) 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）の写し
- (b) 就職支援金交付申請書（様式第1号）
- (c) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や口座からの引き落とし履歴が確認できるもの）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- (d) 就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名が確認できるものに限る。）

(イ) 県内で就職した者が申請する場合に提出が必要な書類

- (a) 卒業又は修了を証する書類（卒業又は修了日から起算して就業開始日が1年以内のもの）
- (b) 就職活動等に係る交通費、移住に係る移転費の領収書
- (c) 就業証明書（地方就職学生支援金の申請用（様式第2号）又は内定証明書（様式第3号）
ただし、勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨が記載されているもの。

(ウ) 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類

在学証明書（卒業学年が確認できるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆、捺印すること。）又は卒業・修了証明書

イ 支給方法

市は、アの申請が第1号及び第2号の要件に該当すると認めるときは、大館市地方就職学生支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）を交付し、交付決定した日から1月以内に就職支援金を支給するものとする。

（交付金額及び回数）

第3条 就職支援金の額は、予算の範囲内において、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通費は、就職活動等で要した費用の2分の1の額又は17,000円のいずれか低い額とする。
- (2) 移転費は、移転に要した実費の額又は108,000円のいずれか低い額とする。
- (3) 前2号の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (4) 就職支援金の交付回数は、一人1回限りとする。

（交付決定通知書の再交付）

第4条 申請者が、就職支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大館市地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに大館市地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第4号）に[再交付]と付して、当該申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第 6 条 県及び市は、県要領に基づき、必要があると認めるときは、報告及び立入調査を求めることができる。

(就職支援金の返還)

第 7 条 市長は、就職支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、就職支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請等をしたとき
- (2) 在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から 1 年以内に第 2 条第 2 号の要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき
- (3) 在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から 1 年以内に市に転入しなかったとき(ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く。)
- (4) 就業開始日から 1 年以内に第 2 条第 2 号の要件を満たす就業先を辞した場合(ただし、退職日から 3 か月以内に勤務地が県内に所在する別の企業に就業する場合を除く。)
- (5) 転入日から 1 年以内で市から転出した場合(ただし、住民票を移さず通学していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、就職支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行し、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度以降に大学等を卒業・修了した者又は令和 7 年度以降に大学等を卒業・修了見込の者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度以降に大学等を卒業・修了した者又は令和 8 年度以降に大学等を卒業・修了見込の者について適用する。